

## 基本政策部会（仮称）の設置について

---

1. 基本政策部会（仮称）の設置について
2. 交通政策基本法（平成25年12月4日公布・施行）の概要

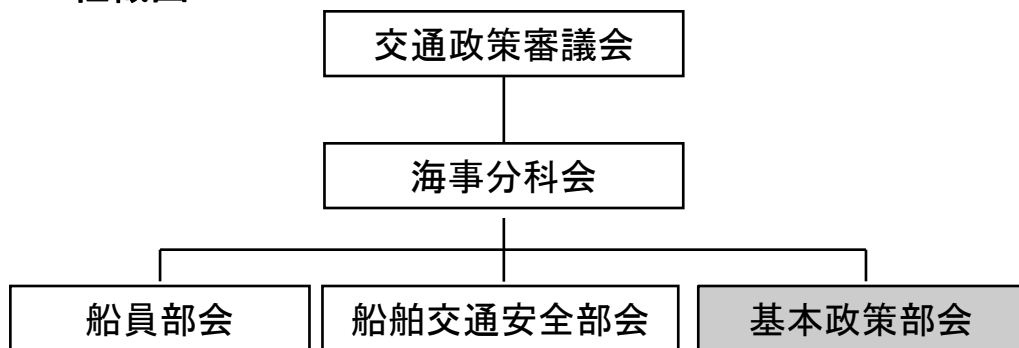
# 1. 基本政策部会(仮称)の設置について

## 1. 設置目的・審議事項

社会経済の変化、海事産業（海運・造船・船員）を取り巻く情勢変化等を踏まえ、「海事行政の棚卸し・新展開」（既存施策の検証→今後取り組むべき課題の検討→具体的施策の検討）を行う。

その際、交通政策審議会交通体系分科会において「交通政策基本計画」の検討が行われることから、当該計画への反映も留意して検討を行う。

## 2. 組織図

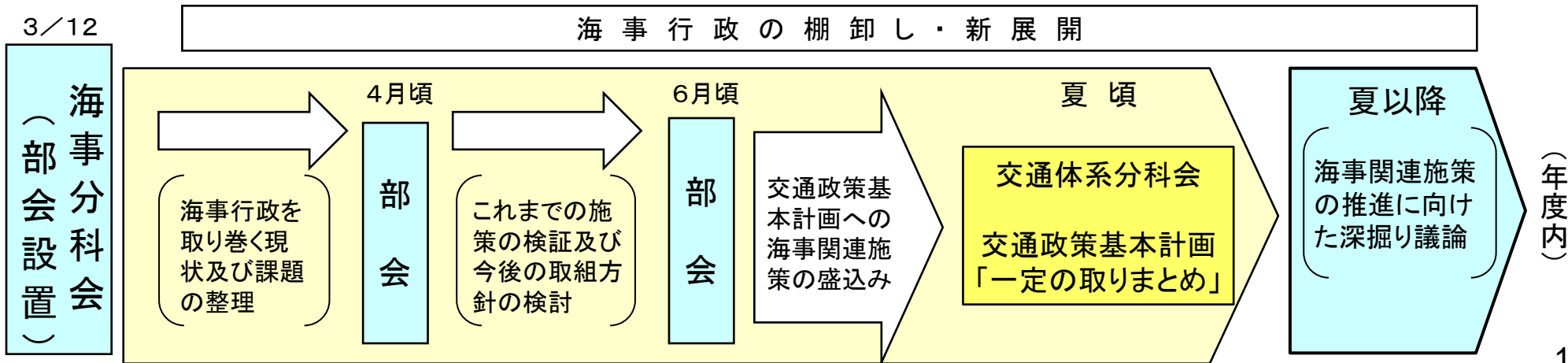


## 3. 委員構成

部会に属する委員、臨時委員及び専門委員は、分科会長が指名。（交通政策審議会令第7条第2項）

審議の機動的な運営及び海事行政の課題・政策の方向性を客観的に分析・議論する観点から、10名程度の委員、臨時委員を任命予定。

## 4. 今後のスケジュール



# 2. 交通政策基本法 (平成25年12月4日公布・施行) の概要

## 基本理念等 (第2条～第7条)

### 基本的認識 (第2条)

- 交通の果たす機能
  - ・国民の自立した生活の確保
  - ・活発な地域間交流・国際交流
  - ・物資の円滑な流通
- 国民等の交通に対する基本的需要の充足が重要

### 交通機能の確保・向上 (第3条)

- 少子高齢化の進展等に対応しつつ、
  - ・豊かな国民生活の実現
  - ・国際競争力の強化
  - ・地域の活力の向上
 に寄与
- 大規模災害に的確に対応

### 環境負荷の低減 (第4条)

### 様々な交通手段の適切な役割分担と連携 (第5条)

### 交通の安全の確保 (第7条)

交通安全対策基本法に基づく交通安全施策と十分に連携

### 国、地方自治体、事業者等の関係者の責務等 (第8条～第11条)

### 関係者の連携・協働 (第6条、第12条)

### 法制上、財政上の措置 (第13条)

### 国会への年次報告等 (第14条)

## 「交通政策基本計画」の閣議決定・実行 (第15条) ＜パブリックコメント、審議会への諮問等＞

## 国の施策 (第16条～第31条)

- 【豊かな国民生活の実現】**
  - 日常生活の交通手段確保 (第16条) … 離島等の地域の諸条件への配慮
  - 高齢者、障害者等の円滑な移動 (第17条) … 妊産婦、ベビーカー等にも配慮
  - 交通の利便性向上、円滑化、効率化 (第18条) … 定時性確保、乗継ぎ円滑化等

- 【国際競争力の強化】**
  - 国際海上・航空輸送のネットワークと拠点の形成、アクセス強化 (第19条)

- 【地域の活力の向上】**
  - 国内交通ネットワークと拠点の形成 (第20条)
  - 交通に関する事業の基盤強化、人材育成等 (第21条)

- 【大規模災害への対応】**
  - 大規模な災害が発生した場合における交通の機能の低下の抑制及び迅速な回復等 (第22条) … 耐震性向上、代替交通手段の確保、多人数の円滑な避難

- 【環境負荷の低減】**
  - エコカー、モーダルシフト、公共交通利便増進等 (第23条)

- 【適切な役割分担と連携】**
  - 総合的な交通体系の整備 (第24条) … 交通需要・老朽化に配慮した重点的な整備
  - まちづくり、観光等との連携 (第25条～第27条)

- 調査研究 (第28条)
- 技術の開発及び普及 (第29条) … ICTの活用
- 国際的な連携の確保及び国際協力の推進 (第30条) … 規格標準化、交通インフラの海外展開
- 国民等の意見を反映 (第31条)

## 地方公共団体の施策 (第32条)

### 3. 参照条文

#### ■交通政策審議会令（抄）（平成十二年六月七日政令第三百号）

（部会）

第七条 分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、分科会長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 分科会は、その定めるところにより、部会の議決をもって分科会の議決とすることができる。